平成２９年（フ）第２１号
相模原市南区相模大野８丁目11番44号　エイトハウス101
債務者　平賀いづみ（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３号
相模原市南区西大沼５丁目２番17号　サンライフＡ103
債務者　菅原　　真
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０号
相模原市南区相模大野２丁目11番16号　ＷＩＮＧ　ＷＥＳＴ　111
債務者　二階堂晃広
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３号
相模原市緑区中野1674番地　ホルス・セレク103号
債務者　四家　章教
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５号
相模原市中央区田名1296番地４
債務者　大城　彰一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６号
相模原市南区大野台７丁目13番14号
債務者　横田　純子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７号
相模原市中央区田名4536番地12
債務者　森田　正美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９５号
長野県中野市大字竹原1892番地10
債務者　西澤　利之
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
静岡県伊豆の国市韮山多田709番地
債務者　與五澤光明
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
静岡県御殿場市神山41番地の20　サンライフ107、前住所静岡県御殿場市茱萸沢351番地の１
債務者　信田　浩二
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
静岡県駿東郡長泉町本宿269番地の６　サンシティ本宿202号
債務者　根本　隆一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
愛知県稲沢市稲葉１丁目19番17号
債務者　吉田　盛一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５号
愛知県稲沢市稲葉１丁目19番17号
債務者　吉田　美幸
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０７号
堺市中区土師町５丁28番12号
債務者　島尾　　洋
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
大阪府富田林市楠町４番６―306号
債務者　増田　愛美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
堺市西区菱木２丁2117番地32
債務者　林　　優希
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地12棟208号
債務者　加藤　　契
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係